



ル)の額の債務を負うものとする。

2 日本国政府は、ここに、四億九千万合衆国ドル(四九〇〇〇〇、〇〇〇ドル)の元金の額及びこの協定の効力発生の日以後の隨時の未払元金残高につき年二分五厘の率で半年ごとに支払われるべき利子を支払うことを約束する。この

する利子は、期限が到来し、かつ、支払うべきものとなる。いずれかの特定の不履行に関してこの権利を行使しないことは、当該不履行又は他の不履行に関してこの権利を放棄することとはならない。

## 第二条

両政府は、不利な経済的事情又は他の理由により、利子若しくは元金の賦払を延期し若しくはその延期を取りきめ、又は利子若しくは元金の賦払に関するこの協定のいずれかの規定を変更し若しくはその変更を取りきめることが両政府の共通の利益であることをいつでも決定するときは、書面による相互の合意により、これらの延期又は変更を取りきめることができる。

## 第三条

1 第六条に定義する戦後の経済援助の提供から生じたアメリカ合衆国及びその国民に対する日本国及びその国民のいかなる請求権も、扶ランシスコ市で署名された日本国との平和条約第十九条(2)の規定によつて放棄されていることが、了解され、かつ、合意される。

2 日本国政府は、連合国最高司令官と大韓民国との間の清算勘定で一千九百五十年四月一日前に存したものの残高及び連合国最高司令官と琉球との間の清算勘定の残高に関し、今後はいかなる請求権をも合衆国政府に対し提起しないことに同意する。

3 元金及び利子は、ワシントン・D・Cの財務省又はニューヨーク連邦準備銀行に合衆国の法貨により支払う。

4 日本国政府は、いつでも、この協定上の未払元金の全部又は一部の支払を繰り上げることができる。合衆国政府に對して行なういづれの前払金の支払も、合衆国ドルによらなければならぬ。この前払金は、期限の到来未払となつてゐる利子又は元金がある場合にまずその支払金に充当するものとし、その他の場合には、元金のすべての未払賦払金に均等割合で充当するものとする。

5 元金又は利子のいずれかの賦払は、合衆国政府が選択するときは、この協定上の未払元金の全部及びその支払が行なわれる日までのこれに對

生じた日本国政府及び日本国民に対する合衆国政府のすべての請求権を、それらの請求権が日本国政府に對し第一条に定める額より多額の支払を行なうこと又は同条に定める期限前に支払を行なうことを要求する限度において、放棄する。

## 第五条

1 合衆国政府が日本国の通貨を日本国における合衆国政府のいずれかの又はすべての支出の支払の用に供することを希望するときは、合衆国政府は日本国政府に対し、総額二千五百万合衆国ドル(二五〇〇〇、〇〇〇ドル)をこえない額を限度として、いずれかの賦払金若しくはその一部又は第一条の規定に基づき日本国政府が支払ういづれかの前払金を合衆国政府又は合衆国政府が指定する者若しくは機関に日本国通貨により支払うよう要請することができる。この条の条件に基づき日本国は、支払われた額の合衆国ドルの等価額が、合衆国政府が日本国通貨による支払を要請した賦払金又は前払金に充てられるものとする。

2 1の規定に基づく支払に関する用いられる為替相場は、法定の複数為替相場がない限り、日本政府が設定し、かつ、国際通貨基金との間で合意された平価で、その支払の日に適用されているものによるものとする。

3 この協定の適用上「戦後の経済援助」とは、占領地域の行政及び救濟に適用される合衆国歳出法の規定に基づく外國為替公認銀行として認可されたいづれかの日本国及びタイの銀行と取扱を行ない(以下「指定銀行」という)、自己の名義で

よつて認められた計画に基づく経済援助並びに他のすべての経済援助(ある種の余剰物資を含む)で、合衆国政府が一千九百四十五年九月二日から一千九百五十二年四月二十八日までの間に日本国政府又は日本国民に對して提供したもの)をいう。・

## 第七条

この協定は、それぞれの政府がこの協定の効力発生のための国内法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告が両政府の間で交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。一千九百六十二年一月九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために 小坂善太郎  
アメリカ合衆国政府のために エド温・O・ライシヤ

友好関係及び経済協力関係を強化するため、昭和三十七年一月三十一日にバンコックで、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定に代わる協定に署名した。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

## 特別円問題

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定。

日本国及びタイは、

「特別円問題」に關連するすべての問題を解決し、両国間の伝統的友好関係及び経済協力関係を強化するため、一千九百五十五年七月九日にバンコクで署名された特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定第二条及び第四条の規定に代わる新たな協定を締結することを希望して、次のことおり協定した。

## 第一条

日本国政府は、次のとおり、九〇〇円の額を日本国通貨で八回の年賦払によりタイ政府に対し支払うものとする。

日本国政府は、一千九百六十二年から一千九百六十六年まで毎年五月に各十億円(一〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)

一千九百六十九年五月に二十六億円(二、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)

1 第二条 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

1 タイ政府は、日本国法律に基づき外國為替公認銀行として認可されたいづれかの日本国及びタイの銀行と取扱を行ない(以下「指

定義する戦後の経済援助の提供から

合衆国政府は、ここに、第六条に

この協定の適用上「戦後の経済援

助」とは、占領地域の行政及び救濟に適用される合衆国歳出法の規定に

べての問題を解決し、両国間の伝統的

又はその財務代理人の名儀で特別勘定を開設するものとする。この取扱は、第一条に定める日本国政府からの支払の受領及び第四条にいう契約の当事者に対する支払を指定銀行に授權し、並びにその他銀行業務に関する事項を定めるものとし、その内容は、この協定及び日本国の関係法令の規定に合致するものであるかどうかについて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

第三条

第一条に定める日本国政府のタイ政府に対する支払は、1にいう特別勘定への払込みによつて行なわれるものとする。特別勘定は、第四条の規定に従い確認された調達契約により生ずる経費の支払に充てるためにのみ使用されるものとする。

第四条

約を締結するものとする。

2 1にいう契約（これらの契約の変更を含む。）は、この協定の規定に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、この基準に依る。

## 求める件

### 国際民間航空条約の改正に関する 議定書の締結について、日本国憲法 第七十三条第三号ただし書の規定に 基づき、国会の承認を求める。

「七」に改める。」を承認し、  
同条約第九十四条(a)の規定に従  
い、前記の改正案が五十六の締約国  
により批准されない間は効力を生じ  
ないことを定め、

千九百六十一年六月二十一日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この譲定書は、国際民間航空機関の記録を寄託しておくものとし、同機関事務局長は、その認証謄本を、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものと

総会議長 H・ダ・クーニヤ・マシヤード

総会事務局長  
R・M・マクドナルド

日本国とアルゼンティン共和国

との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結につ

いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 理由

政府は、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好関係を強化し、

かつ、両国間の通商関係を促進する  
ため、昭和三十六年十二月二十日に

東京で、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約及び

その不可分の一部をなす議定書に署名調印した。よつて、この条約を締

結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

第一類第四號 外務委員會議錄第二號

外務委員会議録第一号 昭和三十七年一月九日

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認する  
る議定書の締結によるものであるかどうかについて確認を受けるため、指定期行により日本国政府に提出されるものとする。

第五条

当政府は、必要なときは、この協定のための追加的手続細目を取扱うため、相互に緊密に協議するものとする。

第六条

一九百五十五年七月九日にバンクで署名された特別円問題の解消に関する日本国とタイとの間の協定が効力を生ずる日に廃棄される。

第七条

この協定は、日本国及びタイによつてそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それらの政府から正當に委任を受け、この協定に署名した。

一九百六十二年一月三十一日にバヌックで、英語により本書二通を成しした。

日本国のために  
大江　見  
タイのために  
T・コーマン

昭和三十六年六月二十一日に国際民間航空機関の総会で採択された国際民間航空条約の改正に関する議定書は、同機関の理事会の構成員の数を現在の二十一から二十七に増加するため同条約の規定を改正するものであり、その趣旨は望ましいものと認められる。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際民間航空条約の改正に関する議定書

国際民間航空機関の総会は、一千九百六十一年六月十九日にモントリオールでその第十三回会期（臨時）として会合し、理事会の構成員の数を増加することが締約国の一般的希望であることに留意し、理事会に六の新たな議席を設け、したがつて、その構成員の数を三十九から二十七に増加することが適当であると考え、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を同条約の改正案、すなわち、  
「第五十条〔中〕「二十二」を「二十

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

七」に改める。」を承認し、同条約第九十四条(a)の規定に従い、前記の改正案が五十六の締約国により批准されない間は効力を生じないことを定め、

国際民間航空機関事務局長が前記の改正案及び以下に述べる事項を含む議定書をひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で作成すべきことを決議した。

よつて、総会の前記の決議に基づき、

この議定書は、同機関事務局長により作成され、

この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとして、

批准書は、国際民間航空機関に寄託するものとし、

この議定書は、五十六番目の批准書が寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずるものとし、

事務局長は、この議定書の各批准書の寄託の日を直ちにすべての締約国に通告するものとし、

事務局長は、この議定書の効力を発生の日を直ちに前記の条約のすべての締約国及び署名国に通告するものとする。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第十三回会期(臨時)の議長及び事務局長は、署名のため総会の委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百六十一年六月二十一日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関の記録に寄託しておくものとし、同機関事務局長は、その認証謄本を、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものとする。

総会議長  
H・ダ・クニヤ・マシャード  
ト  
総会事務局長  
R・M・マクドネル

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約  
日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、  
両国の国民を結合する伝統的友好関係を一層強化し、及び両国の国民の文化関係を強化することを希望して、

両国間の通商関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、

友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府  
外務大臣 小坂善太郎  
アルゼンティン共和国政府  
外務宗務大臣 ドクトル ミゲル・カルカノ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条  
日本国とアルゼンティン共和国との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の関係が存在するものとする。

第二条  
1 いすれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、(a) 良心の自由を享有し、(b) 公私上の儀式を行ない、(c) 国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d) 当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。  
2 この条の規定は、公の秩序を維持し、並びに公衆の道徳及び安全を保護するため必要な措置を執る締約國の権利の行使を妨げるものではない。

第三条  
1 いすれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、(a) 良心の自由を享有し、(b) 公私上の儀式を行ない、(c) 国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d) 当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

4 いすれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

5 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、強制公債、軍事取立金、軍用徵發又は強制宿營に關して、内国民待遇及び最恵國待遇を与えられる。

6 いすれか一方の締約國の國民又は会社が實質的な利害關係を有する企業は、他方の締約國の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに関するすべての事項について、内国民待遇及び最恵國待遇を与えられる。

第七条  
1 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約國の領域内にあるものについて、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合には、もよりの地にあるそ者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、当該一方の締約國の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入國に関するすべての事項について最恵國待遇を与えられる。

2 いすれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域に当該他方の締約國の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入國に関するすべての事項について最恵國待遇を与えられる。

3 いすれの一方の締約國も、他方の締約國の領域内において、研究及び調査及び最恵國待遇を与えられる。

第六条  
1 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、すべての種類の租税、手数料又は課徴金の賦課並びにすべての審級の裁判所の裁判を受ける権利に対し申立てをする権利に関して、内国民待遇及び最恵國待遇を与えられる。

2 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、研究及び調査並びに最恵國待遇を与えられる。

3 いすれの一方の締約國も、他方の締約國の領域内において、研究及び調査並びに最恵國待遇を与えられる。

4 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、研究及び調査並びに最恵國待遇を与えられる。

5 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、研究及び調査並びに最恵國待遇を与えられる。

第七条  
1 一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國の國民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いすれの一方の締約國の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約國の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正當にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いすれの一方の締約國の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴えに關してもすでに確定しているものとみなされ、かつ、その判斷についてその裁判所から執

業上、金融上その他の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について最恵國待遇を受ける。ただし、この待遇を受けるに當たつては、当該一方の締約國の領域内におけるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

(b) いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、営業用の名稱及び営業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有権に關して、内国民待遇を与える。

及ぼす事項について最恵國待遇を受ける。

行判決の言渡しを受けることができる。その言渡しがあった場合には、その判断に対しては、その締約国の領域内でされる判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとする。

#### 第八条

各締約国は、次のものに関するすべての事項について、他方の締約国に即時にかつ無条件に最恵国待遇を与えないければならない。

(a) 輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるすべての種類の関税及び課徴金

(b) それらの関税及び課徴金の賦課の方法

(c) 輸入又は輸出に関する規則及び手続

(d) 輸入貨物について又はそれらに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国課徴金

(e) 輸出貨物に対する内国税の適用

#### 2

輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件

したがって、いすれか一方の締約国で他方の締約国の領域内に輸入されるものには、1に掲げる事項について、いすれかの第三国の同様の產品に課されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課品には、1に掲げる事項について、同様の產品がいすれかの第二

約國に即時にかつ無条件に最恵国待遇を与えるものとする。

なく、また、同產品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層厳重な規則又は手続が適用されることはない。

#### 3

各締約国は、いすれか一方の締約國が、國際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することのある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

國の領域に仕向けられる場合に課されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課されることなく、また、同產品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層厳重な規則又は手續が適用されることはない。

#### 4

2の規定にかかわらず、いすれ

の一方の締約国も、貨物の輸入及

び輸出について、当該一方の締約

国が、3の規定に基づいて当該

に課することができる為替制限と

同等の効果を有する制限又は統制

をすることができる。

#### 第十一条

両締約国は、両国間の貿易を発展

させ、及び経済関係を強化すること

並びに、特にそれぞれの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

#### 第十二条

1 いすれか一方の締約国が旗を

掲げる船舶で、国籍の証明のため

当該締約国の法令により要求され

る書類を備えているものは、公海

並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約

国との船舶と認められる。

2 いすれか一方の締約国の商船

も、他方の締約国との商船及び第三

国との商船と均等の条件で、外國と

の間における通商及び航海のため

開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともにに入ることができ

る。これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して、最恵

国待遇を与えられる。

3 いすれか一方の締約国の商船

も、他方の締約国の領域に又はそ

の領域から船舶で輸送することが

できるすべての貨物及び人を輸送する権利に関して、最恵国待遇を

与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税関事務並びに(c)

奨励金、関税の払いどしその他の

企業は、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、前記の購入又

は販売を商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他購入又は販売の条件等)に関する考慮をいう。)によってのみ行なわなければならず、かつ、他方の締約国の企業に対し前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

出が同様に制限され、又は禁止さ

れている場合は、この限りでな

い。

4 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。沿岸貿易は、各締約

国の法律に従つて規制される。

もともと、いすれの一方の締約国

の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若

しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国領内のいすれかの港から他方の港に向かって航海を続けるこ

とができる。

5 (a) いすれの一方の締約国も、他の港に向かって航海を続けるこ

とができる。

方の締約国の船舶に対し、難

破、海上損害又は不可抗力によ

る寄航の場合には、同様の場合

に自國の船舶に与えると同一の

援助、保護及び免除を与えるも

のとする。これらの船舶から救

い上げられた物品は、すべての

関税を免除される。ただし、そ

れらの物品が国内消費のため搬

入されない場合に限る。

(b) いすれか一方の締約国船舶

が他方の締約国沿岸で座礁

し、又は難破した場合には、当該他方の締約国当局は、もよ

りの地にある船舶所属国の権限

のある領事官にそれを通告する

ものとする。

6 いすれか一方の締約国の権限の

ある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書は、他方の締約

の権限のある当局によって、当該

局が発給した証書と同等のものと

認められる。ただし、両締約国が

船舶の測度のために同様の規則又

は制度を用いる場合に限る。

7 この条において「商船」とは、  
漁船及び捕鯨船を含まない。

第十三条

1 この条約のいかなる規定も、い  
ずれか一方の締約国が関税及び貿  
易に関する一般協定若しくは国際  
通貨基金協定又はそれらを修正し  
若しくは補足する多數国間の協定  
の締約国として有するか、又は有  
することがある権利及び義務につ  
いては、両締約国が当該協定の締  
約国である限り、影響を及ぼすも  
のではない。いずれか一方の締約  
国がそのいづれかの協定の締約国  
でなくなつた場合には、両締約国  
は、その時的事情に照らし、この  
条約の貿易、為替又は関税に関す  
る規定について修正を必要とする  
かどうかを決定するため、直ちに  
相互に協議するものとする。

2 この条約は、次の措置を執ること  
を妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規  
制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質  
の利用若しくは加工による放射  
性副産物又は核分裂性物質の原  
料となる物質に関する措置

(c) 武器、弾薬及び軍需品の取引  
又は軍事施設に供給するため直  
接若しくは間接に行なわれるそ  
の他の物資の取引を規制する  
措置

(d) 國際の平和及び安全の維持若  
しくは回復に関する自國の義務  
を履行し、又は自國の重大な安  
全上の利益を保護するため必要  
な措置

(e) 美術的、歴史的又は考古学的  
価値のある國宝の保護のために  
執られる措置

(f) 人命、健康及び道徳の保護並  
びに動物又は植物の生命又は健  
康の保護に関する措置

3 第八条及び第九条の規定は、い  
ずれか一方の締約国が加盟国と  
なる自由貿易地域に与え  
る利益には適用しない。

(b) 国境貿易に与える利益  
当該一方の締約国が加盟国と  
なる関税同盟又は構成地域とな  
る自由貿易地域の構成国に与え  
る利益。ただし、その利益が関  
税及び貿易に関する一般協定の  
規定に従つて与えられることを  
条件とする。

4 第八条及び第九条の規定は、ア  
ルゼンティン共和国が関税及び貿  
易に関する一般協定のわく内で隣  
接国又はペルー共和国に与える特  
権又は利益には、適用しない。

第十四条

各締約国は、他方の締約国がこの  
条約の実施から又はこれに関連して  
生ずる問題について行なう申入れに  
対して好意的考慮を払わなければな  
らず、また、協議のため適當な機会  
を他方の締約国に与えなければなら  
ない。

1 この条約は、千八百九十八年二  
月三日にワシントンで署名された  
日本国とアルゼンティン共和国と  
の間の友好通商航海条約（以下「条  
約」という。）に署名するに当たり、  
下名の全権委員は、各自の政府から  
正當に委任を受け、さらに、条約の  
不可分の一部と認められる次の規定  
を協定した。

1 第二条1の規定に関し、いづれ  
の一方の締約国も、他方の締約国  
が相互主義に基づく特別協定によ  
りいづれかの第三國の國民に与え  
ているか又は将来与える旅券及び  
査証に関する事項についての利益  
の享受を要求する権利を与えた  
るに代わるものとする。

2 この条約は、批准されなければ  
ならない。批准書は、できる限り  
すみやかにブエノス・アイレスで  
交換されるものとする。

3 この条約は、批准書の交換の日  
の後一箇月で効力を生ずる。この  
条約は、五年間効力を有し、その後  
は、4に定めるところに従つて  
終了するまで効力を存続する。

4 いずれの一方の締約国も、他方  
の締約国に対し一年前に文書によ  
る予告を与えることによって、最  
初の五年の期間の終りに又はその  
後いつでもこの条約を終了させる  
ことができる。

5 以上の証拠として、各全権委員  
は、この条約に署名調印した。  
一千九百六十一年十二月二十日に東  
京で、日本語、スペイン語及び英語  
により本書二通を作成した。解釈に  
相違がある場合には、英語の本文に  
よる。

6 日本国のために  
小坂善太郎  
アルゼンティン共和国のために  
M・A・カルカノ

各締約国は、他方の締約国がこの  
条約の実施から又はこれに関連して  
生ずる問題について行なう申入れに  
対して好意的考慮を払わなければな  
らず、また、協議のため適當な機会  
を他方の締約国に与えなければなら  
ない。

1 第十五条

議定書

日本国とアルゼンティン共和国と  
の間の友好通商航海条約（以下「条  
約」という。）に署名するに当たり、  
下名の全権委員は、各自の政府から  
正當に委任を受け、さらに、条約の  
不可分の一部と認められる次の規定  
を協定した。

1 第二条1の規定に関し、いづれ  
の一方の締約国も、他方の締約国  
が相互主義に基づく特別協定によ  
りいづれかの第三國の國民に与え  
ているか又は将来与える旅券及び  
査証に関する事項についての利益  
の享受を要求する権利を与えた  
るに代わるものとする。

2 この条約は、批准されなければ  
ならない。批准書は、できる限り  
すみやかにブエノス・アイレスで  
交換されるものとする。

2 この条約において「会社」とは、  
商業、工業、金融業その他営利を  
目的とする事業活動に從事する社  
團法人、組合、会社その他の団体  
をいう。

3 第五条4の規定は、いづれか一  
方の締約国の領域内で収用され、  
又は使用される財産で他方の締約  
国の國民及び会社が直接又は間接  
に利益を有するものについても適  
用する。

4 第六条2回の規定に関し、いづ  
れの一方の締約国も、不動産に關  
する権利の享有についての待遇が  
相互主義に服すべきことを要求す  
ることができる。

5 第八条及び第九条の規定は、い  
ずれか一方の締約国が内国漁業の  
產品に与える特別の利益には適用  
しない。

6 第十二条6の規定に関し、両締  
約国が船舶の積量測度のために用  
いる規則又は制度は、相互に同様  
なものであると了解される。

7 条約のいかなる規定も、アルゼ  
ンティン共和国に対し、日本国  
が、一千九百五十一年九月八日に  
サン・フランシスコ市で署名され  
た日本国との平和条約第二条の規  
定に基づいて日本国がすべての權  
利、権原及び請求権を放棄した地  
域に原籍を有する者に対し、又は  
同平和条約第三条に掲げるいず  
れかの地域に対する行政、立法及  
び司法に関し同條後段に掲げる事  
態が繼續する限り、同地域の住民  
及び船舶並びに同地域との貿易に  
対して与えているか、又は将来与  
えられるに代わるものとする。

○小坂國務大臣

小坂善太郎

M・A・カルカノ

日本国のために

小坂善太郎

M・A・カルカノ

える権利及び特権の享受を要求す  
る権利を与えるものと解してはな  
らない。

以上の証拠として、各全権委員は、  
この議定書に署名調印した。

一千九百六十一年十二月二十日に東  
京で、日本語、スペイン語及び英語  
により本書二通を作成した。解釈に  
相違がある場合には、英語の本文に  
よる。

3 この条約において「会社」とは、  
商業、工業、金融業その他営利を  
目的とする事業活動に從事する社  
團法人、組合、会社その他の団体  
をいう。

4 小坂善太郎  
日本国のために  
小坂善太郎  
M・A・カルカノ

日本国のために  
小坂善太郎  
M・A・カルカノ

○小坂國務大臣  
小坂善太郎  
日本国のために  
小坂善太郎  
M・A・カルカノ

日本国のために  
小坂善太郎  
M・A・カルカノ

友好関係を強化する見地からも、本件をすみやかに解決することを適当と考えまして、昨年五月十日私から在京米国大使に対し、本件交渉を再開したい旨申し入れ、種々交渉を進めて参りました結果、今般本件を最終的に処理する協定に署名するに至った次第であります。

とされております。  
また、この支払いは原則としてドル  
貨で行なわれますが、米国は総額二  
千五百万ドルを限度としてわが国に  
対し円貸払いを要請することができる  
こととなつております。  
なお、この協定には二つの付属交換  
公文がありまして、これらは本協定御  
審議の際の参考として提出してあり  
ます。  
その第一は、支払い金の吏金に関する

る公換公文であります。これにより、わが国が支払う金額の大部分は、発展途上にある諸国に対する経済技術援助の資金として利用されることが期待されます。

の総額についての日本及び米国の支那の  
の計数及びこの援助総額から控除すべ  
き各種の項目を考え、かつ、西独のガ  
リオア処理協定の前例などを勘案し、  
また、韓国及び琉球との清算勘定残高  
を反対請求権として処理した結果であ  
ります。

この四億九千万ドルの支払い方法としましては、この協定の効力発生の日から起算して、半年ごとに十五年間にわたって元本及び利子を支払うこととなつており、現実の賦払い額は、当初の十二年間は毎回二千百九十五万ドル、その後の三年間は毎回八百七十五万ドルとなっており、元利合計五億七千九百万ドル（二千八十五億円）となつております。

文書の梗概説明でござります  
頗るまするに、この米国の援助が提供された終戦直後のわが国の事態はきわめて困難なものであり、わが国民生활は窮乏をきわめておりました。このような際、米国が提供した対日援助が、いかにわれわれを勇気づけ、今日のわが国経済復興の原動力となつたかは、何人もこれを否定し得ざることあります。  
ただ、このような米国の援助は、無償でなされたものではないかと考えられる向きもあるようですが、当時援助物資は連合国総司令部から日本政府への覚書によつて日本側に引き渡されたものであり、この覚書には四

は約二千九百億円に及び、現在までに多額の運用益を生みつつ、わが国産業の発展と民生の向上に大いなる役割を果たしてきているのであります。ガリオア債務の支払いにつきましては、開発銀行出资金に対する毎年度の納付金と開銀貸付金の約定に基づく回収金及びその利子收入によつても十五年間に十分完済し得るものであり、債務支払い後も納付金のもとになつている出資金はそのまま手つかずになり、引き続いて収益を生み続けてゆくわけであります。

タイ側は、協定の解釈に関する日本側の立場は正しいことを認めざるを得ないが、そもそも、戦時中の日本の債務である特別内問題を解決する協定を実施した結果、逆にタイ側が債務者となるような解決方法はタイの国民感情としてどうしても納得できないので、何とかこれをもらえるような形で解決してもらいたいと要請して参りました。政府といたしましては、本件がいつまでも身近なアジアの友邦であるタイとの間の係争問題となっていることは、日・タイ両国関係より見て好ましいことではないと考え、かたがた、タイが

の外国為替公認銀行に設けられる特別勘定に支払い、タイ政府がそのうちより日本国の生産物及び日本人の役務の調達を行なう方式並びに手続が定められ、また、前記合同委員会は廢止されることになりましたが、日・タイ両国政府は本協定実施のため相互に緊密に連絡をとることになります。

なお、タイ政府は、毎年すみやかに調達契約を締結かつ実施して、特別勘定の残高を最小限度にとどめ、かつ、利子等の生ずる余地をきわめて少なくする意向であることを明らかにいたしております。

政府としましては、本件が解決され

既に、援助物資の支払いについては後日これを決定する旨が規定されております。このような経緯から、政府は、この援助は将来何らかの処理を要するものであるとの意味において、債務と心得ているとの立場を一貫してとつて参り、また、国会に対してもそのように言明してきている次第であります。御承知の通り、わが国と同様の立場

決としてはきわめて妥当なものであると確信しております。

よって、ここに本協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

わが国東南アジア貿易及び企業進出の上から極要な役割を果たしていること等を慎重考慮の結果、昨年十一月池田総理大臣の訪タイの際、サリット首相との会談において、九十六億円を八年間に分割してタイに支払い、タイ側はこの金をもつて日本の生産物及び日本人の役務の調達に充てるという方式で本件の解決をはかるという原則に意見の



うことになつて参りますので、必ず法律と条約を結びつけなければ一緒に出せないというものではないと思う。やはり、ある程度の見通しがおつきになれば、法律の方は法律の方でお出しになつても、条約は早くとつておくと、いろいろな形の方がむしろいいのではないか。これは、今まで外務省の例を見ておりますと、あなたの方では、相当地お急ぎになるようなものは、国内の法律というものはさておき、先に通してしまおうというような場合もなかつたことはないはずです。ですから、こういう点は、条約はできるだけ早くお出しへなつて、審議の過程の中で向こうの法律が出てくるならば、その法律との見合いにおいてきめていくというふうにした方が、国際的に署名をしましても、否決になるかもしれませんけれども、否決にならないで通過するような場合においては、やはり早く審議にかけておくといふように特に私たちには希望しておきたいと思います。

こととわれわれも実は同感の点が多いのでございまして、大蔵省で必ず出す  
というめどがつけば、条約の方を先に  
出すということはさしつかえないの  
じやないかと思つております。大蔵省  
とよく打ち合わせました上に、できる  
だけそういうふうな措置をとりたいと  
思つております。

○岡田(春)委員 もうこれでいいので  
すが、しつこくなるようですがれど  
も、どうせ条約の提案その他について  
は理事会でいろいろ相談をいたします  
が、われわれ社会党としては、二月中  
にお出しにならなければ、あと三月に  
かかるからお出しになった場合は、  
あなたの方は審議未了になるという覺  
悟をしておいていたいた方がいいと  
思いますので、きょうの私の質問はむ  
しろ外務省にきわめて協力的な質問で  
ござりますから、あなたの方も十分お  
考えをいただきまして、二月中にお出  
しになることを強く要望いたしまし  
て、私の質問を終わっておきます。

○森下委員長 ただいま提案の理由を  
聴取いたしました四件に対する質疑は  
後日にこれを行なうことといたします。  
て、本日はこれにて散会いたします。

こととわれわれも実は同感の点が多いのでございまして、大蔵省で必ず出すというめどがつけば、条約の方を先に出すということはさしつかえないのじやないかと思つております。大蔵省とよく打ち合わせました上に、できるだけそういうふうな措置をとりたいと思つております。

○岡田(春)委員 もうこれでいいのですが、しつこくなるようですがれども、どうせ条約の提案その他については理事会でいろいろ相談をいたしますが、われわれ社会党としては、二月中にお出しにならなければ、あと三月にかかるからお出しになった場合は、あなたの方は審議未了になるという覺悟をしておいていただいた方がいいと思いますので、きょうの私の質問はむしろ外務省にきわめて協力的な質問でござりますから、あなたの方も十分お考えをいただきまして、二月中にお出しになることを強く要望いたしまして、私の質問を終わっておきます。

○森下委員長 ただいま提案の理由を聴取いたしました四件に対する質疑は後日にこれを行なうことといたします。本日はこれにて散会いたします。

○中川政府委員 岡田先生のただいまおっしゃいましたことは、われわれ全く同感でございます。この国会は終わりが非常に限定されておるということもよく承知しておりますので、二月中に出すべきものは二月中にはぜひ出したいと思っております。なお、国内法との関連も、岡田先生のおっしゃった

こととわれわれも実は同感の点が多いのでございまして、大蔵省で必ず出すというめどがつけば、条約の方を先に出すということはさしつかえないのじやないかと思つております。大蔵省とよく打ち合わせました上に、できるだけそういうふうな措置をとりたいと思つております。

○岡田(春)委員 もうこれでいいのですが、しつこくなるようですがれども、どうせ条約の提案その他については理事会でいろいろ相談をいたしますが、われわれ社会党としては、二月中にお出しにならなければ、あと三月にかかるからお出しになった場合は、あなたの方は審議未了になるという覺悟をしておいていただいた方がいいと思いますので、きょうの私の質問はむしろ外務省にきわめて協力的な質問でござりますから、あなたの方も十分お考えをいただきまして、二月中にお出しになることを強く要望いたしまして、私の質問を終わっておきます。

○森下委員長 ただいま提案の理由を聴取いたしました四件に対する質疑は後日にこれを行なうことといたします。本日はこれにて散会いたします。

第一類第四號  
外務委員會議錄第二號 昭和三十七年一月九日

昭和三十七年一月十三日印刷

昭和三十七年一月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局